

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		企業参入・連携支援事業
<p>1 趣旨</p> <p>地域農業全体での所得向上や活性化を図るためには、資本力や経営力を有する企業の農業参入を促しながら、農産物の生産から最終消費者に届くまでの一連の流れを事業として捉え、関連の深い異業種との連携強化を図り、高付加価値を創出する「地域産業体」へ誘導・育成することが必要である。</p> <p>このため、企業の農業参入とそれに続く地域の農業者や関連する企業等と連携した加工・流通・販売等への事業展開を積極的に支援することとする。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 県が直接行う事業</p> <p>企業の農業参入をより積極的に推進し、地域農業の中核となりうる経営体を育成するため、県が企業訪問・相談対応から参入支援まで行う。</p> <p>①情報の収集・提供 ②参入企業への訪問・相談活動 ③各種啓発活動</p> <p>○参入促進 パンフレットの作成配布、ホームページの開設、サポートメールの配信、企業参入促進セミナーの開催、マーケティングセミナーの開催 ○連携強化 参入企業のネットワーク化、連携強化促進研修会の開催、食品関連企業へのアプローチ</p> <p>(2) 企業に対する支援事業</p> <p>1) ソフト事業に対する支援</p> <p>①事業の展開方法 各企業の取組方法も多様であり、事業の推進に当たっては次の2つのタイプを設定し段階的に支援する。</p> <p>○新規参入促進タイプ 企業が新たに農業経営に取り組むことを促進するための支援事業</p> <p>○連携強化促進タイプ 既に農業分野へ参入した企業が、地域の農業者や関連する企業と連携し、加工・流通・販売等へ事業を展開することを促進するための支援事業</p> <p>②事業内容 企業等が行う農業生産（作業受託を含む）、農産物の加工・流通・販売等に係る高付加価値化を図るうえで必要とされる調査、研究、農業技術習得のための研修、実証活動に要する経費を補助する。</p> <p>③補助対象事業費 ○新規参入促進タイプ 10,000千円を上限 ○連携強化促進タイプ 20,000千円を上限</p> <p>④補助率 補助対象事業費の1/2以内</p> <p>2) ハード事業に対する支援 農業近代化資金及び農林漁業金融公庫資金（スーパーL資金、経営体育成強化資金）により、農業参入法人を対象として、別に定める担い手法人育成対策利子補給事業により利子補給を行う。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>企業等、県</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>37,882千円</p>		

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		新規就農者確保事業
<p>1 趣旨</p> <p>本県農業の維持・発展を図っていくために、新規就農者の確保・育成が重要な課題となっており、その支援策について積極的な取り組みが必要となっている。 しかしながら、新規就農者が営農を開始する場合、農地の確保、技術不足、資金不足、農業経営や生活に係わる事項等が不安要素となっており、これらを総合的に解決するため、市町村や農業協同組合等の関係団体と一体となった対策を展開する。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 青年農業者初期経営安定資金</p> <p>1) 事業内容 平成18年度までに認定を受けた認定就農者の初期経営の安定を図るための資金貸付けを行う市町村に対し、当該貸付けに必要な資金の1/2を貸与する。(償還免除あり)</p> <p>2) 市町村に対する貸与月額 1年目 月額50千円以内 (1ターン者等25千円以内を上乗せ) 2年目 月額40千円以内 (1ターン者等20千円以内を上乗せ)</p> <p>3) 貸与期間 24ヶ月以内</p> <p>(2) 青年農業者等早期経営安定資金</p> <p>1) 事業内容 平成19年度以降認定を受ける認定就農者や雇用する農業法人等の初期経営の安定を図るための資金貸付けを行う地域協議会に対し、当該貸付けに必要な資金の1/2を貸与する。(償還免除あり)</p> <p>2) 地域協議会に対する貸与月額 認定就農者 月額50千円以内 農業法人等 月額40千円以内</p> <p>3) 貸与期間 12ヶ月以内</p> <p>(3) 地域一体型育成体制整備支援事業</p> <p>1) 事業内容 地域担い手育成総合支援協議会が生産者と連携し実施する、認定就農者等の円滑な就農及び効率的かつ効果的な育成体制の整備に関する取り組みを支援する。</p> <p>2) 県補助率 10/10</p> <p>3) 事業主体 地域担い手育成総合支援協議会</p> <p>(4) 就農支援資金</p> <p>1) 事業内容 青年等就農法により知事の認定を受けた認定就農者及び認定農業者に対し、農業の技術や経営方法を修得するための研修や就農のための準備、農業経営の開始に係る施設機械等の整備に必要な資金を無利子で貸与する。</p> <p>2) 資金の種類 就農研修資金 就農準備資金 就農施設等資金(認定就農者のみ)</p> <p>3) 貸付方法 国2/3、県1/3の負担割合で特別会計に造成した原資をしまね農業振興公社及び融資機関に貸付け、それから認定就農者等に貸与する。</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>県、しまね農業振興公社、地域担い手育成総合支援協議会、融資機関</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>一般会計：27,365千円 特別会計(就農支援資金県の貸付金貸付枠)：40,000千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		いきいき集落営農推進事業
<p>1 趣旨 中山間地域等、担い手育成の困難な地域で、経営体として自立できる集落営農組織等の育成を図るため、集落営農組織の法人化を進めることにより、地域における早期の担い手育成・確保を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 集落営農組織育成対策事業費 品目横断的経営安定対策の対象となり得る集落営農組織が必要とする機械施設整備に係る経費を助成する。 ①補助率 2分の1以内 ②対象者 集落営農組織（特定農業法人、特定農業団体、特定農業団体と同様の要件を満たす組織） ③補助対象 ア. 農業用機械の整理合理化計画の策定 イ. 農業用機械の査定・処分 ウ. 中古農業用機械の買上げリース エ. 高生産性農業用機械の新規導入 オ. 小規模基盤整備・簡易な施設の整備</p> <p>(2) 集落営農組織育成推進支援事業 GIS利用による一筆マップ作成支援ソフトを活用して、集落の営農発展・継続に向けたランドデザイン作成を支援する。</p>		
<p>3 事業実施主体 (1) 集落営農組織 (2) 県</p>		
<p>4 当初予算額 78,480千円</p>		

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね																																																																						
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保																																																																						
計画	施策名	4 都市・農山漁村空間の保全・整備																																																																						
事務事業名		中山間地域等直接支払事業																																																																						
<p>1 趣旨</p> <p>平地に比べ生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動等の継続を通じて耕作放棄の発生を防止することにより、国土の保全・水源の涵養・良好な景観の形成等の多面的機能を確保するため、農業者等に直接支払を実施する。</p>																																																																								
<p>2 事業概要</p> <p>平地地域と中山間地域等との農用地の生産条件の格差等に対し、下記のとおり交付金を交付する（平成17年度～21年度）。</p> <p>なお、耕作放棄の発生防止等の活動に加え、農業生産活動等の体制整備に関する一定の要件を満たす協定と当該要件を満たさない協定との間で交付単価に段階を設定するとともに、より積極的な取組を行う協定には単価の加算措置を講じる。</p> <p>(1) 対象地域及び対象農用地 次の要件を満たす農用地区域内に存する1ha以上のまとまりのある農用地 ①過疎、離島、半島、山村振興、特定農山村の各地域振興立法の指定地域においては、急傾斜農用地、緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率が高い農用地 ②上記①以外で、島根県中山間地域活性化基本条例で規定する地域においては、急傾斜農用地及びこれに連坦する緩傾斜農用地 ③上記①及び②以外で、農林統計上の中山間地域においては、急傾斜農用地</p> <p>(2) 対象者 集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、JA、生産組織等を含む。）</p> <p>(3) 交付単価 (円/10a)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">田</th> <th colspan="2">畑</th> <th colspan="2">草地</th> <th colspan="2">採草放牧地</th> </tr> <tr> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜</td> <td>16,800</td> <td>21,000</td> <td>9,200</td> <td>11,500</td> <td>8,400</td> <td>10,500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜等</td> <td>6,400</td> <td>8,000</td> <td>2,800</td> <td>3,500</td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td>240</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基礎単価：最低限の農地管理活動等を実施、体制整備単価：加えて一定の要件を満たす活動を実施</p> <p>(4) 加算単価（特に積極的な活動を実施する場合に加算） (円/10a)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>草地</th> <th>採草放牧地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用調整加算</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>規模拡大加算</td> <td>1,500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>耕作放棄地復旧加算</td> <td>1,500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人設立加算</td> <td>特定農業法人</td> <td>1,000</td> <td>750</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>農業生産法人</td> <td>600</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人設立加算の上限（特定農業法人：100千円/年、農業生産法人：60千円/年）</p>									区分	田		畑		草地		採草放牧地		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	急傾斜	16,800	21,000	9,200	11,500	8,400	10,500	800	1,000	緩傾斜等	6,400	8,000	2,800	3,500	2,400	3,000	240	300	区分	田	畑	草地	採草放牧地	土地利用調整加算	500	500	—	—	規模拡大加算	1,500	500	500	—	耕作放棄地復旧加算	1,500	500	500	—	法人設立加算	特定農業法人	1,000	750	750	農業生産法人	600	500	500
区分	田		畑		草地		採草放牧地																																																																	
	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価																																																																
急傾斜	16,800	21,000	9,200	11,500	8,400	10,500	800	1,000																																																																
緩傾斜等	6,400	8,000	2,800	3,500	2,400	3,000	240	300																																																																
区分	田	畑	草地	採草放牧地																																																																				
土地利用調整加算	500	500	—	—																																																																				
規模拡大加算	1,500	500	500	—																																																																				
耕作放棄地復旧加算	1,500	500	500	—																																																																				
法人設立加算	特定農業法人	1,000	750	750																																																																				
	農業生産法人	600	500	500																																																																				
<p>3 事業実施主体</p> <p>市町村</p>																																																																								
<p>4 当初予算額</p> <p>1,456,610千円</p>																																																																								

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保
計画	施策名	6 地域コミュニティの維持・再生
事務事業名		地域貢献型集落営農確保・育成事業
<p>1 趣旨</p> <p>広域での地域営農システムを構築するため、地域リーダー等の人材育成を行い、担い手空白地域の解消運動を進める。</p> <p>また、品目横断的経営安定対策など国支援施策の対象となりにくい集落において、農地維持を含めて様々な面から地域に貢献する組織を本県独自に「地域貢献型集落営農」として位置づけ、その新規設立を促進するとともに、地域貢献型集落営農の農村社会維持を目的とした農業外分野への進出や高齢者等を活用した農村経済を維持するための積極的な取り組みを支援することにより、本県農業・農村の維持・活性化を図る。</p>		
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 地域農業再編支援事業</p> <p>1) 事業内容</p> <p>地域リーダー等の育成及び地域営農の仕組みづくりに精通したプロデューサーの地域派遣を行い、担い手空白地域の解消を促進する。</p> <p>2) 県補助率 10/10</p> <p>(2) 地域貢献型集落営農確保・育成事業</p> <p>1) 事業内容</p> <p>「地域貢献型集落営農」の新規設立及び地域貢献のための積極的な取り組みを支援することにより、本県農業・農村の維持・活性化を図る。</p> <p>①新規設立支援</p> <p>地域の農地維持等を目的に、新たに地域貢献型集落営農を設立する地域や組織の支援を行う</p> <p>ア 活動計画作成費</p> <p>イ 農地一筆マップ作成費</p> <p>ウ 集落営農設立支援費</p> <p>②機能強化支援</p> <p>地域貢献型集落営農が、新たに、地域内の経済、生活、人材の維持などの地域貢献活動に取り組む場合、支援を行う。</p> <p>ア 経済維持機能強化</p> <p>イ 生活維持機能強化</p> <p>ウ 人材維持機能強化</p> <p>2) 県補助率 ②アの施設機械整備 1/3</p> <p>①ア ②アの推進活動 1/2</p> <p>①ウ ②イ、ウ 2/3</p>		
<p>3 事業実施主体</p> <p>(1) 島根県担い手育成総合支援協議会</p> <p>(2) ①新たな集落営農組織の設立に向けて活動を行う組織（発起人会）</p> <p>②集落営農組織</p>		
<p>4 当初予算額</p> <p>60,000千円</p>		

【農業経営課】

【その他事業】

総合 発展 計画	基本目標	I 活力あるしまね		
	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農業改良普及事業		32,044千円	<ul style="list-style-type: none"> ・普及活動の実施 ・農業普及員の資質向上 ・普及活動外部評価の実施 	県
中海干拓営農センター業務		6,287千円	<ul style="list-style-type: none"> ・干拓地の作目に関する実証・展示 ・干拓農家に対する営農支援 ・研修の運営 	県
中核的農業者資質向上事業		6,231千円	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手農業者に対し、新技術導入などにより、課題解決や経営改善を図る。 	県
青年農業者資質向上事業		2,398千円	<ul style="list-style-type: none"> ・青年農業者の資質向上を図り、将来の農業・農村の中心的な役割を担う人材を育成する。 	県 公社

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農業大学校における教育研修		28,187千円	<ul style="list-style-type: none"> ・研修教育の実施 ・短期研修事業の実施 ・奨学金の貸付 	県
就農促進活動事業		16,092千円	<ul style="list-style-type: none"> ・本県農業を担う優れた新規就農者を確保・育成するため、就農志向段階から就農初期段階までの幅広い支援を行う。 	公社 県
農業制度資金融資事業				
農業改良資貸付事務		37,255千円	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな農業部門又は加工事業の経営の開始、新たな生産方式又は販売方式の導入により経営改善を図ろうとする農業者等に対し、県又は融資機関が資金を無利子で貸し付け、農業経営の安定と農業生産力の増強に資する。 <p>【融資枠 3千万円】</p>	県
農業近代化資金等利子給事業		33,821千円	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力をもって農業を営む者等に対し、農業経営の展開を図るのに必要な資金を融通する農協等金融機関に対して利子補給を行い、農業者の利子負担を軽減し、農業経営の近代化及び農業負債の軽減を図る。 <p>【融資枠 1.4億円】</p>	県
農業経営改善促進資金付事務		50,000千円	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の経営改善計画に必要な運転資金を低利で円滑に融通するため、県がその原資の一部を造成（島根県農業信用基金協会に無利子貸付）し、金融機関と協調融資を行う。 <p>【融資枠 4億円】</p>	県
農業経営基盤強化資金利子補給事		11,719千円	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業金融公庫から農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）を借り入れる認定農業者に対し、利子補給を行うことにより、認定農業者の経営改善計画の達成を支援し、効率的・安定的な農業経営体の育成に資する。 <p>【融資枠 15億円】</p>	県

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農業制度資金 えん事務		3,281千円	<ul style="list-style-type: none"> 農業近代化資金等の農業制度資金を借り入れた農業者に対し債務保証を行う島根県農業信用基金協会が積み立てる特別準備金にえんを行い、農業者への資金融通の円滑化を図る。 【対象融資枠：10.3億円】 	県
担い手の総合支援				
担い手育成支 事業		2,215千円	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者、農業法人、集落営農組織等地域農業の担い手を育成するため、経営改善、経営基盤確保に向けた総合的な支援を実施する。 	県 県担い手育成 総合支援協議 会
企業的農業法 人育成推進利 補給事務		4,398千円	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金を借り入れた農業法人（認定農業者）に対して利子補給を行う。 	県
担い手法人育 成対策利子補 事業		4,958千円	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金を借り入れた農業法人（認定農業者）や農業参入法人に対して利子補給を行う。 【融資枠 3.4億円】 	県
遊休農地再生 活動緊急支援 業		7,415千円	<ul style="list-style-type: none"> 県が耕作放棄地解消基本指針を策定するために、モデル的な取り組みを市町村に委託する。 市町村等の耕作放棄地の解消を支援し、農地を担い手へ集積する。 	県 市町村等
農地利用の集積 促進		87,935千円	<ul style="list-style-type: none"> 農地保有合理化促進事業や農地流動化事業等の支援を通じて、農地の流動化を促進し、認定農業者等への農用地の集積を図る。 	県 しまね農業振 興公社 市町村公社 市町村